

立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小 町 邦 彦

理由

表彰を行う日を改正することとしたほか、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会表彰規程（昭和26年立川市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第1条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校その他の教育機関の職員であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>があるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p>	<p>第1条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校その他の教育機関の職員であって<u>次の各号の一に</u>あてはまるものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p>
<p>第2条 委員会の所管に属する学校の<u>児童又は生徒</u>であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>があるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p>	<p>第2条 委員会の所管に属する学校の<u>生徒、児童</u>であって<u>次の各号に</u>あてはまるものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p>
<p>第3条 前2条の規定を除くほか、立川市に在住し、<u>若しくは勤務するもの又は立川市に所在する学校若しくは公共の団体</u>であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>があるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1) 教育、文化<u>又は学術</u>の振興について特に功績があったもの (2)及び(3) ……略……</p>	<p>第3条 前2条の規定を除くほか、立川市に在住<u>又は勤務するもの及び立川市に所在する学校又は公共の団体</u>であって<u>次の各号の一に</u>あてはまるものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1) 教育、文化、<u>学術</u>の振興について特に功績があったもの (2)及び(3) ……略……</p>
<p>第4条 表彰は、表彰状を授与する。<u>この場合において</u>、副賞を授与することができる。</p>	<p>第4条 表彰は、表彰状を授与する。<u>ただし</u>、副賞を授与することがある。</p>
<p>第5条 表彰は、毎年<u>1回</u>行う。ただし、必要に応じて随時これを行うことができる。</p>	<p>第5条 表彰は、毎年<u>11月3日（文化の日）</u>に行う。ただし、必要に応じて随時これを行うことがある。</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。